

奈 政 行 第 3 号

平成 30 年 5 月 28 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 八 尾 俊 宏 様
同 松 石 聖 一 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成25年度包括外部監査「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」の結果に対する措置状況について

IV. 個別の指定管理者制度導入施設

32. 老人憩の家

(6) 監査の結果及び意見

- ・ 選定委員について

(長寿福祉課)

【監査結果】

老人憩の家及び田原老人軽作業場の現指定管理期間に係る指定管理者選定委員会の委員の中に奈良市万年青年クラブ連合会会長が選定されていた。連合会は連合会地区団体の上位団体であるため、「奈良市指定管理者選定委員会の委員の委嘱及び任命の基準」(4)委員の欠格事由の一つである「指定管理者の指定を申請する団体と特別の関係にある者」に該当する。

非公募とはいえ、公正な委員会を開催するという趣旨からも、委員の選定について、チェック体制を再検討すべきである。

【措置の内容】

委員の選定においては、「奈良市指定管理者選定委員会の委員の委嘱及び任命の基準」を添付することで確認を徹底しました。平成29年度の指定管理者選定委員会では、任命の基準に基づき、委員として市自治連合会会長、公認会計士、大学教授及び市職員2名を選定しました。